

令和4年第6回
島尻消防組合議会11月臨時会

会議録

令和4年11月30日(水)

令和4年第6回 島尻消防組合議会				1日目
11月臨時会				
招集月日	令和4年11月30日(水)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午前10時25分	議長	運天 貴也
出席(応招)第6回 11月臨時会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		3番 森山 悟	4番 新垣 勝夫	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	嶺井 一也
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	當銘 直之
	消防長	屋比久 学	第三警備課長	平安名 勲
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	城間 功		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	新里 昇昭		

令和4年第6回島尻消防組合議会 11月臨時会会期日程表

会 期	月 日	会 議 区 分	会 議 時 刻	日 程
1	十一月 三十日 (水)	本 会 議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 管理者あいさつ 第5. 島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 第6. 島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 第7. 島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

会 期 令和4年11月30日(水) 1日間

令和4年第6回島尻消防組合議会 11月臨時会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		管理者あいさつ	
第5	議案第16号	島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第6	議案第17号	島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
第7	議案第18号	島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	

令和4年第6回島尻消防組合議会 11月臨時会

午前10時00分

議長（運天貴也）

これより令和4年第6回島尻消防組合議会 11月臨時会を開会したいと思います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行いません。島尻消防組合議会会議規則第71条により、本日の会議録署名議員は3番森山悟議員、4番新垣勝夫議員を指名したいと思います。

日程第二、会期の決定の件を議題といたします。本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか、「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって本会議は11月30日の1日間と決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。管理者より、議案第16号は、「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第17号は、「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第18号は、「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」、が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、管理者あいさつについてです。

管理者（古謝景春）

おはようございます。令和4年第6回島尻消防組合議会 11月臨時会を本日招集致しましたところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。臨時会の開催にあたりご挨拶を申し上げます。

さて、去る11月26日（土）に開催されました、「令和4年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練」が南城市役所サテライト会場で執り行われ、多くの関係団体が集結して訓練を実施しております。この訓練は、9年ぶりの沖縄開催となり、地震・津波等、大規模災害を想定し、被災地域において消火、救助、救急活動に追われるなか、県外から応援にかけつける緊急消防援助隊を円滑に受け入れ、効果的に活動を行うものであります。今回の訓練は、南城市総合防災訓練と併用に行い、当組合職員、団員及び南城市職員が主体となった、大規模災害発生に備えた実践的な訓練を、今後の消防力強化に繋げたいと思っております。

本日の臨時会は、3件の議案を提出しております。議案第16号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第18号「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」、であります。

日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第五、議案第16号であります。「議案第16号、島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案者から提案理由を求めます。提案者、屋比久消防長。

消防長（屋比久 学）

おはようございます。議案第16号についてご説明申し上げます。

議案第16号島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおりとするものでございます。

令和4年11月30日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由と致しまして、人事委員会の給与勧告を考慮し、島尻消防組合職員の給与に関する条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

それでは、別紙、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第5条中「別表」を「別表第1」に、第2項中「第20条」を「第25条」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の45.0」を「100分の47.5」に改める。第25条を次のように改める。

会計年度任用職員の給与、第25条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性を考慮して別に条例で定める。

2ページ以降については、別表第1行政職給料表、新旧対照表でございます。それでは別紙の7ページをお願い致します。

附則といたしまして施行期日等、第1項この条例は公布の日から施行する。

第2項、改正後の島尻消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置。)

第3項、令和4年12月に支給されることとなる勤勉手当の支給割合は、改正後の給与条例第19条第2項各号の規定にかかわらず、それぞれ「100分の97.5」とあるのは「100分の102.5」、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)第4項、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の島尻消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

構成市町に準じた改正等でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(運天貴也)

これより質疑を許します。質疑のある方いらっしゃいますか。

1番(仲間光枝)

質疑ではございませんけれども、発言させていただきます。先ほど事前に開催されました全員協議会の方でご丁寧に説明をいただきました。今回の議案の中身としては、賞与の0.1%アップそして若年層の給与の改正で増額分は上げていますということのご説明がありました。いずれもですね、今、消防長の方からありましたように、人事委員会の勧告によるものに沿った内容でありますので、特段、異議があるものではございません。以上です。

4番(新垣勝夫)

質問というよりも確認させてください。

附則で改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。内払いということは遡及、遡るということでよろしいでしょうか。

次長兼総務課長(島袋清正)

はい、その通りでございます。

議長(運天貴也)

他に質疑ありますでしょうか。(「進行」と呼ぶ者あり)進行の声があります。質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。(「討論」なしと呼ぶ者あり)討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

議長(運天貴也)

これより採決に入ります。議案第16号、「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案どおり可決することに意義はありませんか。(「異議」なしと呼

ぶ者あり) 異議なしと認め原案どおり可決されました。

議長 (運天貴也)

日程第六、議案第 17 号であります。「議案第 17 号島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長 (屋比久 学)

議案第 17 号についてご説明申し上げます。議案第 17 号島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおりとするものでございます。令和 4 年 11 月 30 日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、人事委員会の給与勧告を考慮し、島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。それでは、別紙、新旧対照表 1 ページをお願いいたします。

第 3 条を次のように改める。第 3 条、フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表第 1 に定める行政職給料表(以下「給料表」という。)によるものとする。

第 4 条中「別表第 1」を「別表第 2」に改める。附則の次に次の別表を加える。

別表第 1 (第 3 条関係) を新設するものでございます。6 ページをお願い致します。

休憩します。

休 憩 10 時 13 分

再 開 10 時 14 分

議長 (運天貴也)

再開いたします。

消防長 (屋比久 学)

6 ページをお願い致します。別表第 1 を別表第 2 に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものでございます。構成市町に準じた改正でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (運天貴也)

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1 番 (仲間光枝)

本議案に関してですね、当組合に会計年度職員は何名いらして、職給でいうと 1 級の方なのか、2 級の方なのかお願いします。

次長兼総務課長 (島袋清正)

ただいま、仲間光枝議員から質問に答えたいと思います。今、うちの会計年度任用職員の人数は 1 名おります。そして、級の方では 1 級の方を貰っております。以上です。

1 番 (仲間光枝)

今回、会計年度任用職員専用の給料表が新設されたことですが、これまでは一般行政職の給料表を充てていた、今回新設した理由とか背景とかをお願いします。

次長兼総務課長 (島袋清正)

今までは、一般行政職の給料もって対応をしていたんですけど、今回この給料改正に伴って職員の方は 4 月から遡及という形で対応しているということです。会計年度任用職員については、次年度、令和 5 年 4 月 1 日から改正するというので、今までどおり一般の行政職に対応していた給料だと今回改正されますので、そこは、齟齬はないということで今回新しく新設し

て、この会計年度任用職員の給料表を作成して提議しております。

議長（運天貴也）

他にございませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第 17 号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。（「異議」なしと呼ぶ者あり）異議なしと認め原案どおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第七、議案第 18 号であります。議案第 18 号、島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久 学）

議案第 18 号、島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

令和 4 年 11 月 30 日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由と致しまして、消防組織法第 37 条の規定に基づき、消防団員報酬及び費用弁償の適切な支給がなされるよう引上げに係る見直し検討の旨、消防団の処遇改善について消防庁長官通知により報酬を総合的に勘案し、年額報酬及び費用弁償について、所要の改正を行う必要があるためでございます。それでは、新旧対照表 1 ページをお願いいたします。

第 8 条中、「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう以下同じ）」に改める。

第 12 条中「報酬」を「年額報酬」に改める。第 12 条に次の 1 項を加える。第 2 項、団員が災害、警戒、訓練及びその他の職務に従事する場合において、別表第 2 に定める出勤報酬を支給する。

第 13 条中第 1 項を削り、第 2 項中「前項の場合を除き、」の字句を削り、第 2 項を第 1 項とする。

2 ページをお願い致します。別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1、第 12 条関係、年額報酬団長 8 万 2,500 円、副団長 6 万 9,000 円、分団長 5 万 5,000 円、副分団長 4 万 5,500 円、部長、班長 3 万 7,000 円、団員 3 万 6,500 円に改めるものでございます。別表第 2、第 12 条関係、出勤報酬、災害 1 日につき 4 時間以上 8,000 円、1 日につき 4 時間未満 4,000 円、警戒、訓練 1 日につき 4 時間以上 4,000 円、1 日につき 4 時間未満 2,000 円、その他 1 日につき 2,000 円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。別紙資料をご参照いただきご審議のほどよろしくお申し上げでございます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1 番（仲間光枝）

消防団員に関しては活動機会であったり、重要度が増している中、本改正は妥当なものと思っております、全国的に消防団のなりて不足で困っているところが多いと聞きますけど、消防組合の状況等、あと課題があればお願いします。

署長（城間 功）

仲間議員の質問にお答え致します。当消防においてはですね、現在のところ定数を満たしておりますので、そのような見解をもっておりません。あと課題といたしまして今後ですね、何かに特化した建設業界、機能別消防団の方も検討していきたいと思っております。

1 番（仲間光枝）

最後の質疑なんですけれども、今回改正ありました、改正前と後では幾らから幾らの費用弁償か報酬額になるのかお願いします。総額でいいです。

署長（城間 功）

今の質問にお答えいたします。現在ですね、これに代りましたら報酬として 273 万 3,000 円となっております。今までのが、154 万 7,000 円差額分として 118 万 6,000 円の差額分がでております。以上です。

議長（運天貴也）

他にございませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第 18 号、島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに異議はありませんか。（「異議」なしと呼ぶ者あり）異議なしと認め原案どおり可決されました。

本臨時議会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員（全員）

異議なし。

議長（運天貴也）

異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 4 年第 6 回島尻消防組合 11 月臨時会を閉会します。